

— 新しい生活様式に基づく —

新潟市地域活動ガイドライン

本ガイドラインは、国が提唱する「新しい生活様式」を実践しながら、新型コロナウイルス感染拡大の予防と地域活動の両立を図るための基本的な考え方を示すものです。

各種地域活動を実施する際の参考としてお使いください。

令和2年6月1日

新潟市市民生活部市民協働課

●●区役所地域（総務）課

1 「新しい生活様式」とは

新型コロナウイルスの新規感染者数が落ち着きを見せていても、油断すると再度感染が拡大する恐れがあるため、長丁場に備え、普段から感染拡大を予防する新しい生活様式に移行していく必要があります。

<新しい生活様式の実践例>

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本 ①身体的距離の確保 ②マスクの着用 ③手洗い

人との距離は、できるだけ2m空ける

会話をする際は、可能な限り真正面を避ける

外出時、屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用

手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒液の使用も可）

(2) 日常生活を営む上での基本的な生活様式

まめに手洗い、手指消毒 咳エチケットの徹底 こまめに換気

身体的距離の確保 「3密」の回避（密集・密接・密閉）

毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず
自宅で療養

2 地域活動を行う際の注意点

(1) 基本的な感染症対策の実施

○体調不良の方の活動自粛

・発熱等の風邪の症状がみられる時や体調がすぐれない方は活動参加を控えましょう。

○感染予防と感染拡大防止

・活動参加の際には、こまめな手洗いや手指の消毒を行いましょう。

・活動中は可能な限りマスクを着用し、咳エチケットを徹底しましよう。

(2) 「3密」(密集・密接・密閉)を徹底的に回避した上で活動する

密集しない 多くの人が手の届く距離に集まらないよう配慮しましょう。

(対策例)

- ・人の密度を下げるために、長机1台につき、一人など、席の配置を考慮する。
- ・対人距離を確保して活動する(できるだけ四方2mを空けることを目安に)。
- ・なるべく対面方式は避ける。
- ・使用する部屋の定員(通常時の概ね1/2)を守り、会場を広く使う。 など

密接しない 会話などで飛沫を発生させないよう工夫しましょう。

(対策例)

- ・会話や発声の際はマスクを着用する。
- ・大声を出したり、呼気が激しくなったりする活動は控える。
- ・飲食を伴う活動を行う場合は、手洗いを徹底し、飛沫を発生させないようにする。
- ・会食の場合は、対面を避け会話も控える。 など

密閉しない 屋内の活動では換気を徹底しましょう。

(対策例)

- ・可能であれば2方向の窓を同時に開けて実施する。
- ・少なくとも1時間のうち10分間は窓を開けて換気を行う。 など

(3) 活動参加者全員の対策チェック等

- ・活動する際の代表者は、活動前に新型コロナウイルス感染症対策チェックリストを使い参加者全員の対策状況を確認し、全てチェックがついてから活動してください。
※マスクの予備をいくつか用意し、団体内でマスクを持参しない人がいても対応できるようにしてください。
- ・参加者名簿を作成し、活動日から1カ月間、各団体で保管してください。
※万一、感染者が発生し追跡調査が必要になったときに活用します。
- ・活動前後は会話を控え、活動終了後はできるだけ速やかに解散してください。

3 イベント等開催時の留意点

- ・参加人数の上限を守る(※下枠参照)
- ・密閉空間で会話や発声などで多くの飛沫が発生する活動ではないもの。
- ・講演会や講座など、比較的静粛で座学的な一方向性の類は実施可能。
- ・後日、参加者が特定できるようにすること。

【イベント等の参加人数上限について】

新潟県「新型コロナウイルスのまん延防止に向けた協力をお願い」より

- ・令和2年6月18日まで・・・屋外200人以下、屋内100人以下
- ・令和2年6月19日以降・・・特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは実施可能(名簿を作るなどし、後日参加者が特定できればよい)

※感染状況等により変更される場合がありますので報道等に注意してください。
分からない場合は区役所地域課または地域総務課へご相談ください。

4 活動参加者の把握

- ・活動日ごとに参加者名簿を作成し、連絡先を把握しておいてください。
- ・万一感染者が出た場合に追跡調査を可能にするため、名簿を1カ月間保管してください。

5 特に注意する活動

- ・集団感染リスクが高い下記の活動は、1～4に上げた対策を十分にとってください。
- ・運動を伴う活動は、人と人が接触しないよう特に注意してください。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○調理、会食を伴う活動○密接が避けられない活動
(例)・囲碁、将棋、麻雀 など○専ら運動することを目的とした活動
(例)・踊り、ダンス、体操、運動 など○密閉した部屋で大きな声を出すことや歌うこと
(例)・合唱、カラオケ、詩吟、民謡、謡曲 など |
|---|

6 具体的な活動の方法について

以上のことを取り入れた活動のしかたの具体例を以下にお示しします。

どのような活動も、1～4にあげた対策を十分にとり、マスク着用やこまめな手指の消毒、3密回避の徹底など、新しい生活様式の実践が大前提となります。

(1) 定期総会等、各種会議の開催

- ・集まる場合は、委任の手段を活用し、最小限の人数で開催する。
 - ・上記が困難な場合は書面開催を検討する など
- ※市のホームページで書面開催方法の例を紹介しています
(市ホームページ「地域コミュニティ協議会および自治会・町内会等の活動における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた情報提供について」)

(2) 清掃活動（側溝清掃含む）など

- ・参加者数の上限を守る（2ページ最下段参照）
- ・作業はできるだけ2メートル以上離れて行う
- ・グループでなければできない作業を行う際は、マスク、手袋を必ず着用して会話は控え、人と人とが接触しないようにする など

(3) 地域のまつり

- ・参加者数の上限を守る（2ページ最下段参照）
- ・屋台の調理員は必ずマスク、手袋を着用する
- ・屋台の行列で密集が起こらないよう、行列内の人と人の間隔を空けたり、整理券を

- 配布するなどして行列が生じないよう工夫する
 - ・会場内に密集がおこるような飲食場所を設けない
 - ・神輿は密接が避けられないため自粛する
- など

(4) 各種会合

- ・参加者数の上限を守る（2ページ最下段参照）
 - ・参加者のマスク着用を徹底する
 - ・座席の間隔を2メートル以上空ける
 - ・弁当は持ち帰りにし、会場内での飲食は行わない
- など

(5) 慰労会等

開催する場合は、新しい生活様式に則り、特に次の点に注意してください。

- ・飲食店を使う場合は、そのお店の感染対策のルールを守る
 - ・多人数を避ける
 - ・大皿は避けて、料理は個々に
 - ・対面でなく、横並びで間隔をあけて座る
 - ・料理に集中、おしゃべりは控えめに
 - ・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて
- など

7 回覧について

地域の回覧板について、多数の人が触れることから、感染経路になるのではないかと不安視する声が寄せられています。

市からのお知らせ文書については、市役所全庁に呼びかけ、不要・不急の回覧を控えています。

各団体におかれても、同様の配慮をお願いします。

8 適用期間

本ガイドラインの適用は令和2年6月1日(月)から当分の間とします。

新聞・テレビ等の報道に注意しながら、安全が確保されるまでは、政府が提唱する新しい生活様式の実践と、本ガイドラインにお示しした対策の実施にご協力をお願いします。